

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、後期高齢者医療保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険の期割・徴収事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

南国市長

公表日

令和4年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療保険の給付に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上及び65歳以上74歳以下で一定の障害のある者を被保険者として、各種給付申請の受付、受領証・認定証の引渡し等を行い、申請書を保険者である高知県後期高齢者医療広域連合に送付している。 特定個人情報とは以下の事務で取り扱う ・限度額適用・標準負担額減額認定の申請の受理に係る事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し、再交付申請、返還等に係る事務 ・療養費・特別療養費・移送費等の支給申請の受理に係る事務 ・特定疾病認定申請の受理、証明書の引渡しに係る事務 ・特定疾病療養受療証の引渡し、再交付申請、返還等に係る事務 ・療養費・特別療養費・移送費等の支給申請の受理に係る事務 ・高額療養費の支給申請の受理に係る事務 ・高額介護合算療養費の申請の受理、証明書の引渡しに係る事務 ・葬祭費の支給申請の受理に係る事務 ・第三者行為による被害の申請の受理に係る事務 ・給付に係る特別の事情に関する届出の受理に係る事務 ・一部負担金等減免等の申請の受理、証明書の引渡しに係る事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム 広域連合電算処理システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7項 別表第二の80・81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	長寿支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市役所 長寿支援課 TEL 088-880-6556
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 原 康司	②所属長 課長 島本 佳枝	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7項 別表第一の80・81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7項 別表第二の80・81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条	事後	文中の記載誤り
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 島本 佳枝	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新